

**「千葉市中小企業者事業継続支援金」の申請受付を開始します
～国の支援金の対象外となる事業者向けに市独自の支援金を創設～**

千葉市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者向けに創設した市独自の支援金の申請受付を4月20日から開始しますので、お知らせします。

1 事業概要

国は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者向けに「事業復活支援金」を実施していますが、国の支援金の対象外となる事業者向けに、市独自の支援金として「千葉市中小企業者事業継続支援金」を創設しました。

(1) 給付要件

以下の①～⑥に該当すること。

- ①新型コロナウイルスの影響を受けた事業者
- ②2021年11月から2022年3月までの任意の月の売上が2018年から2021年の同月比で20%以上30%未満減少していること
- ③中小法人等にあつては、千葉市内に本店を有すること、個人事業主にあつては、千葉市の住民基本台帳に記録されている者又は2021年分の確定申告書において千葉市内に事業所を有すること
- ④個人事業主にあつては、被雇用者又は被扶養者ではない者
- ⑤今後も事業の継続及び立て直しのための取組みを千葉市で実施する意思がある者
- ⑥申請する期間の売上減少額が20万円以上あること

(2) 給付額

一律20万円

2 申請受付期間

令和4年4月20日（水）～7月15日（金）

3 申請方法

オンライン又は郵送で申請してください。

申請書類は、市役所本庁舎（2階産業支援課）、区役所に配架するほか、市ホームページに掲載する予定です。

4 問い合わせ先（令和4年4月20日（水）から開設）

千葉市中小企業事業継続支援金事務局（委託事業者 株式会社JTB千葉支店）
〒260-0015 千葉市中央区富士見2丁目15番11号 IMI千葉富士見ビル4階
電話 043-202-1821（平日8:30～17:30 土日・祝日はお休み）

参考 国と市の支援金の比較

区分	【国】 事業復活支援金	【市】 中小企業者事業継続支援金
売上減少要件	2021年11月から2022年3月までの任意の月の売上が2018年から2021年の同月比で <u>30%以上</u> 減少していること	2021年11月から2022年3月までの任意の月の売上が2018年から2021年の同月比で <u>20%以上30%未満</u> 減少していること
給付額	法人（上限額）60万円～250万円 個人（上限額）30万円又は50万円	一律20万円
申請受付期間	1月31日～5月31日	4月20日～7月15日